

第 12 回 東久留米市第 4 次長期総合計画基本構想審議会

1. 開催日時・場所

日時：平成 22 年 5 月 11 日（火）19 時 00 分～21 時 00 分

場所：東久留米市役所 庁議室

2. 出席者（全 20 名）

委 員：生田委員、梅本委員、菊池委員、小山慣一委員、小山典子委員、齋藤委員、沢田委員、
篠原委員、渋谷委員、土屋委員、富田委員、野島委員、松本委員、間宮委員

欠 席：大塚委員

事務局：企画経営室長、企画調整課長、同主査、同主事、(株)富士通総研 2 名

3. 議事次第

（1）開会

（2）議題

①第 4 次長期総合計画基本構想（素案）について

②その他

4. 配布資料

資料 1	第 12 回東久留米市長期総合計画基本構想審議会 次第
資料 2	東久留米市第 4 次長期総合計画基本構想（素案）
資料 3	パブリックコメントの実施と「市民と基本構想審議会委員との意見交換会」の開催 について
資料 4	東久留米市における新たな産業のあり方に関する調査報告書
資料 5	第 11 回東久留米市第 4 次長期総合計画基本構想審議会会議要録

【会長】

○本日は大塚委員が欠席である。生田委員、斎藤委員、富田委員が遅れて出席である。

【事務局】

○第 11 回審議会で頂いた意見をもとに、庁内で素案の検討を行った。検討の結果として変更が 3 点ある。まず 1 点目としてまちの将来像から「育もう」を削除した。2 点目として言葉使いを全体的に修正した。3 点目として土地利用に関する部分を修正した。会長、副会長にもご検討頂き、今回は改正案を提示している。

○5 月 22 日に市民との意見交換会を開催する予定である。意見交換会では、土地利用の方向性を示す必要があるので、本日はその検討をよろしく願いたい。

【事務局】

○基本構想の素案だが、審議会での意見を概ね反映できたと考えている。ご確認をお願いしたい。本日は土地利用の方針についてご議論頂きたいが、以前示した「食と農のまちづくりプロジェクト」、「大規模空閑地の活用プロジェクト」や、都市計画マスタープランとの住み分けも踏まえて記述をしている。会長、副会長の検討も頂いている。

○前回、松本委員より「人口と土地利用に関する方針（2）土地利用」の「同期間中に生産緑地の指定更新時期も控えており」について、指定更新時期は計画期間からはずれるのではないかという意見を頂いた。

○改正生産緑地法は平成 3 年の施行であり、それから 30 年後の指定更新時期は平成 33 年になる。委員のご指摘通り更新時期は計画期間から外れる。

○続く「農地の宅地転換が促されて」の部分はその通りであり、記述に間違いはないが、生産緑地法の期間についてはこの点を踏まえて委員からご意見を頂きたい。

○5 月 22 日に意見交換会を予定している。当日に配付する資料は本日の審議会を踏まえた資料とする。

【会長】

○前回、文言の細かい点まで皆さんにご意見を頂いた。それを受けて、会長、副会長、庁内の専門部会で意見交換を行い、結果としてお手元にある文言に落ち着いた。

○前回議論した言葉が抜けているという指摘もあるかと思うが、最終的にはこの素案のような感じでいかにかという提案である。

○文言については、後々、庁内の関係課から誤解を招いてはいけないということや、今後色々な会議体で議論をする時に支障のない文言にすることを考慮して書いている。前回審議会の意見は大体盛り込まれていると思う。

○松本委員から指摘があった生産緑地の指定更新時期についてだが、更新時期が平成 33 年ということであると、計画期間には入らない。よって、「同期間中に生産緑地の指定更新時期も控えており」の文言は適当ではない。

○本日の議論だが、土地利用の方針についての検討を中心にしたい。遠慮なく細かい意見を出して頂きたい。

【委員】

- 日本語としての表現だが、「人口と土地利用に関する方針」の「同期間中に生産緑地の指定更新時期も控えており」のところだが、厳密に言葉を気にする人は期間中ということにこだわるかもしれない。指定更新時期が平成 33 年ということならば、「指定更新時期が期間直後に控えている」とした方がより正確かと思う。

【会長】

- その部分だが、指定更新期間が計画期間から外れるなら、むしろこの一文は取ってもいいのではないかという検討も事務局でしていた。次の「農地の宅地転換が促されて」はよいが、前半の文章は全部削ってしまってもいいのかもしれない。

【委員】

- 「計画期間の直後」とすればあってもいいのではないか。正確な表現であれば構わないのではないか。

【委員】

- 指定更新時期についてだが、平成 33 年で指定が切れると、農業者の意思によって半永久的に、法律がある間は指定が続くものである。
- 更新というと、5 年とか 10 年などの期間があるようにとられるのではないか。

【事務局】

- 生産緑地法での指定の期限は平成 33 年で、本計画の計画期間は平成 32 年である。本計画の土地利用の中に、生産緑地の期限について、あえて記載するかどうかということがある。

【会長】

- みなさんの意見がまとまってくればよいが、私がこの部分にこだわったのは農地の保全是、湧水の保全と大いに関係あるからである。
- 農地が宅地になると雨水はそのまま下水道に流れ、地面に浸透していかない。すると湧水が枯渇する恐れがある。市にあった過去の湧水の資料を見たのだが、湧水が未来永劫あり続けるだろうというデータはなかったと思う。前回、柿田川の話が出たが、柿田川は富士山が水源で、富士山がある限り枯れない川である。一方、東久留米市は扇状地にあり、水が溜まりやすい場所であるが、農地保全と湧水を守るということは一体の事だと思うので、この部分にこだわった。しかし、あえて入れないということであれば、それで良いと思う。
- 生産緑地法が施行された時、東京都、神奈川県では指定を受けた農家は 5 割程度だったが、市では 8 割～9 割だった。割合が高いことはいいことだが、だからこそ、指定が切れた時に宅地化が進むのではないかとということも心配している。

【委員】

- 私は生産緑地に関するこの3行は入れた方がいいと思うが、文章表現は「同期間中に」から「同期間直後に」はどうか。
- 指定更新時期についても「生産緑地指定の終了時期も控えており」とするのはどうか。
- 生産緑地の指定が終了してそのままにすると、宅地並み課税になるが、更新すれば指定が引きつがれるということか。

【委員】

- 自動的に生産緑地として継続する。1年後でも2年後でも無条件に解除できる。
- 平成32年以降は継続もできるし、無条件で全体の1割以上を解除してもいい。基本的には期限が切れると自動延長となる。

【委員】

- 平成3年に結ばれた契約期間が終了するという言い方はどうか。

【委員】

- 平成3年には滝山には第2種の実産緑地があつた。第2種の場合10年間は農地課税だが、10年を過ぎたら宅地並み課税にするとされた。そのため多くの農家が第2種をやめて新法の30年を選択した訳である。

【会長】

- 「終了時期」という表現はどうか。あるいは自動延長の方がいいか。

【委員】

- 「解除時期」はどうか。

【事務局】

- 生産緑地についての記述をこの中に残すのであれば、「同期間直後に生産緑地の指定期間が満了することから」として、終了にしないのはどうか。

【委員】

- 解除だと、生産緑地そのものを解除するので、宅地化緑地にするということになる。

【事務局】

- 期間直後に満了するというのである。

【委員】

- そうすると全ての生産緑地が終了するとする人も出るのではないか。

【委員】

- 例えば、「同期間直後に生産緑地を農家の方の自由意思で」というように、選択ができることを書くのはどうか。農家の方が自由に選択できるので、状況次第では農地の宅地転用が促されるというように、時期とか満了とかではなく、事実を書くのはどうか。

【委員】

- 自由ということだと、宅地化を促しているようにも思える。日本語は難しい。

【事務局】

- 市では80%以上の農地は生産緑地になっている。
- 生産緑地の高さには市の特徴が出ているが、農地が全てなくなってしまうととられるのを避けるため、生産緑地に関する説明は削除した方がよいのではないかと事務局では考えている。

【委員】

- 農業基本法など色々あるが、指定満了時期は確かである。「同期間直後に生産緑地の指定満了時期を控えており」とし、状況次第とあるが、悪く解釈されることもあるので、句点のあとに「その後の農業者の選択次第では」とするのはどうか。いずれにしても選択は迫られるわけで、「選択次第では農地の宅地化が促される」とするのはどうか。

【委員】

- 「業者の選択次第」というと、農地の保全の選択をしない農業者が悪者になってしまわないか。

【委員】

- 農業者の選択によって農地が減るという言い方はよくない。制度が保全するようになっているから農地が減っているのである。
- 国が保全をすると決めて制度として生産緑地を残せば残る。制度がそうになっているので、農業者は選択を迫られることが現実である。制度をどうするのかと投げかけているのであれば、市としてはどうするのかを明記する必要がある。
- ここで農家次第と投げかけたら農業者によくない。生産緑地の制度としてみた方がよいと思う。

【委員】

- 都市計画法の見直しは、旧政権では平成23年度を目指したが、今現在のスケジュールでは、平成24年くらいになるのではないか。
- 都市計画法の改正の中で、都市農業をどうするのか議論されるわけだが、そこまで待てないのであれば、現行の制度の中でどういう保全をしたらよいかを明記し、この計画は5年ごとの見直しがあるわけなので、都市計画法の改正があった時に、その時変更すればよい。現行制度の中でどのように保全できるかを明記したがよいと思う。

【委員】

- 農地の保全のことだが、これまでは人口増加を背景として都市での市街地の拡大が求められた。その結果、農地の宅地並み課税ということがあった。つまり農地を宅地にして、住宅を供給する法体系になっている。税制がそちらに誘導しているから農地を手放さなくてはならないことになっている。
- 農家にとっては固定資産税や相続税など税制の負担が大きい。見直しもあるようだが、都市での農地が本当に必要ならば、都市の農地の保全に向けた法体系、税制の見直しが必要である。今現在はそれも難しいので、見直しに期待しながら、市としてどうするかを書く必要がある。そうしないと農地を保全したいと言っても絵に描いた餅になりかねない。
- また住宅の問題だが、住宅地の面積の1割くらいは空き家がでているそうである。住む家がないわけではない。宅地が足りないわけではない。少子高齢化で人口も増えない。家は今後どんどん空き家になる。農地の宅地転換を促す税制は必要なくなっていると思う。

【委員】

- 農家の選択次第ではという言い方はやや後ろ向きかもしれない。「また」のあとは農地の保全を難しくするかもしれない。この段落を緑地を残すような法体系や、農地を保全する面で後ろ向きではなく、前向きにしたい。

【委員】

- 先ほど事務局から出た文言が無難な感じがする。

【事務局】

- それでは「同期間直後に生産緑地の指定期間が満了することから、状況次第では」でよい。

【委員】

- それでいいと思う。

【委員】

- 「状況次第では」とは、農業者の選択であることもあり、法改正かも知れないと言うことか。

【委員】

- 「状況次第では」は分かるようで分からないから、「適正な税制の法改定が行われなければ」というのはどうか。それは言い過ぎか。

【事務局】

- 基本構想の中に法改正について説明を加えることは難しい。

【委員】

○法律で決まっていることは地方自治体ではどうもできない。

【委員】

○都市計画法の見直しがどうなるかわからないので、「今後の都市計画法の動向次第では」とするのはどうか。税制のことまでは言い過ぎかもしれないが。

【会長】

○それでは一度ここで他の議案の検討に移る。今のところは事務局の案を中心に置きたい。
○他の部分で気になるところはあるか。

【委員】

○「より相応しい土地利用を誘導します」とあるが、「相応しい」となると、何に相応しいのかを書く必要がある。何かと比較して「より相応しい」としないと意味が通じないのではないか。
○「新しい将来像に相応しい」とするのはどうか。

【会長】

○では「新しい将来像に相応しい」とする。

【委員】

○今更なのだが、実は22日に市民意見交換会がある。前回は市の事務局と会長が出席している。前回は会場から鋭い質問や厳しい指摘があった。そこで、そうした視点から改めて構想を見直した。
○6ページ「将来にわたって安全に、安心して暮らせるよう」のところだが、「防犯対策の周知に努め」となっている。これは市では何も防犯対策をしないように読める。周知をするだけなのか。それならそうでもいいのだが、どうなのか。
○「高齢者福祉の推進」について、「支援を必要としている人やその家族を支えるため」のところで、「介護予防サービスの質の向上」とあるが、要支援になった人ではなく、その前の人を対象とすることになるのではないか。
○「健やかな生活を支える保健医療の推進」について「身近な施設で必要なときに適切な医療が受けられるよう」とあるが、市のレベルでここまで言って大丈夫だろうか。身近な地域とは、市の概念では自転車でいける位だと思うが、例えばガンになったときに身近な施設で適切な医療を受けられるのか。市の立場として本当にこんなことができるのだろうか。あればいいが、ないと無責任な提案になってしまう。

【会長】

○それでは「防犯対策の周知」についてこのままでいいのかどうか。適切な、誤解を招かない表現にしたい。

【委員】

○防犯対策は自己責任の範囲か。

【事務局】

○自己責任の範囲である。

【委員】

○自己責任であるなら、何も言わない。

【委員】

○しかしそれでは市民の立場からは不満に思う。警察署の誘致等も市として考えていただきたいと思う。

【委員】

○直接的に地方自治体が向上を図るのは難しい。そのため「周知」という表現になっているのかと思った。市に権限も予算もないのにどうやって向上を図るのかと市では思うだろう。その中でもどういう表現がいいか。

【委員】

○「向上」と書くことはいいのではないか。

【事務局】

○防犯は第一義的には市民が自己責任で行うことだが、周知については行政としても努力している。

【会長】

○それでは「周知」という言葉を「向上」に変えることとする。

○次に「介護予防サービス」についてはどうか。

【委員】

○自分が衰えれば衰えるほど健康が大事であることを強く感じる。衰えをできるだけ防いで、健康でいることが第一の目標になる。ここは「高齢者の介護予防サービスの充実を図り」を前に持ってきて、その次に「支援を必要としている人やその家族の安心を支えるために介護サービスに質の向上」とすればいいのではないか。

○受ける立場の人でもそれを希望している。ストレッチの研修会をやったり、ウォーキングの会を開催して、歩く習慣を付けられるようにしている。

【会長】

○では、ここは順序を逆にすることとする。

【委員】

- 身近な地域での医療ということだが、「ガンで余命幾ばくか」という人ではない人だが、今は適切な病院に紹介するということもある。そういう意味では現在の表現でいいのではないか。
- 今はどこの病院でも広域の連携が充実している。そういう点で適切な医療が地域で受けられると取ってもらいたい。

【委員】

- 私もそう思うが、最も適切な病院が練馬区にあったりすると身近な地域と言いがたくなる。

【事務局】

- 「身近な地域で」とすると、委員の言われるように行政としてもややきつくなる。よって、ここは「身近な地域で」を削除し、「安心して適切な医療を受けられる」とする。

【委員】

- 土地利用の「住みたいまち、働きたいまち」のところについて、欲張りだが、「住みたい」のあとに「住み続けたい」を入れるのはどうか。
- 9ページ「農地の保全」のところだが、「新鮮な農作物を供給するだけでなく」等に加え、目を潤す、緑で癒される部分をもうひとつ入れて欲しい。単純に緑地という表現を入れるのでもいいかも知れない。

【委員】

- 「雨水の涵養」だと不適切な表現である。「地下水等の湧水の涵養」とするのはどうか。涵養するのは地下水である。雨水の涵養は表現としておかしいので、浸透とすればよい。

【会長】

- では「雨水の浸透」に表現を変えることとする。

【委員】

- 土地利用に「住み続ける」という言葉を加えるという意見についてだが、2ページ「住みやすさを感じるまち」には、「暮らし続けることができる」という文言が入っている。ここにも文言を入れた方がいいのだろうか。

【委員】

- 東久留米市も昔からだいぶ様変わりしてきた。現在は土地の高度な利用をする時にきていると思う。「市に住んでみたい」と「住み続けたい」ということを並列にできたらということで、欲張りに言ってみた。

【委員】

- 「住みやすさを感じるまち」のところにはきちんと載っているので、土地利用の説明については追加してもしなくてもかまわないのでは。

【会長】

- では並列に表記することとする。

【委員】

- さきほどの意見であった農地の保全と緑についてだが、市民から見ると、東久留米市で緑と言ったときには、農地であることが実感である。市民にとって農地は潤いのひとつであることをどこかで表現したい。

【委員】

- 緑のある空間は農地の持つ多面的な機能の中の一つだと思う。一方、3月、4月くらいに農地が作物を作っていない時は土埃がひどいと聞くこともあるが、特に苗木農家は潤いのある緑地空間である。
- 「潤いと安らぎを与える機能を持っている」では文章が長すぎるだろうか。

【会長】

- 中間答申ではまちの将来像について「里景色が残り、自然と身近にふれあい」という表現もあるので、ヒントにして欲しい。

【委員】

- 「緑という潤いや安らぎを与える多面的な機能」はいかがか。

【会長】

- では他に意見がなければ、さきほどの土地利用についての検討に戻りたい。
- 「計画期間中に」を「計画期間直後に」に変えること、「生産緑地の指定が満了することから」に文言を変えることについて検討をしていたが、続いて意見はあるか。これまでの議論はこれで良さそうだということになっているが、これで良いか。

【委員】

- 農地が宅定に転換されるのは、生産緑地のことだけではないという議論があったが、そのとおりだと思う。
- 「都市農業を取り巻く環境を鑑みれば」というようにするのはどうか。農地が減少する原因には生産緑地の指定の問題だけではなく、後継者の問題もある。個別の原因を全て取り上げるのではなく、大きく環境とするのはどうか。具体像が分かりにくくなると思うが。
- どうしても生産緑地のことを指摘する必要があるならば、「生産緑地の指定も含め」など、それ以外の要因もあることが分かるようにした方がいい。農家の方が読んだ時に、農家

だけの責任にするような書き方でない方がいい。

【事務局】

- 生産緑地に特化するのではなく、都市農業を取り巻く環境と一緒に併記できれば良いのではないか。

【委員】

- 土地利用には農地の保全も入るのか。

【委員】

- 上の文章が全体をわかりにくくしている。農地を保全するという明確な意思を表す文章にした方がいいのではないか。
- 「特に」より「しかしながら」として、現実には色々な問題があるが、土地利用については保全を目指すという言い方にした方がいいのかもしれない。

【会長】

- 「特に」を入れたのは、生産緑地を取り巻く状況を強調するためであるので、この文言が誤解を与えるのであれば遠慮なく変えていただきたい。
- では「都市農業を取り巻く環境」とすれば、生産緑地の問題だけが、農地の宅地化の要因ではないということになるだろうか。

【委員】

- 「期間直後に生産緑地の指定が満了することも含め、都市農業を取り巻く環境が変化することも予想されます」ではどうか。

【委員】

- 「状況次第」は残るのか。

【委員】

- 「変化する」の中にすべてを含むことにし、「状況次第」のフレーズは使わない。

【会長】

- それではこれで大体まとまったようだ。
- 本日まとまった内容を再度確認するが、まず土地利用について「計画期間中に」を「計画期間直後に」とし、「生産緑地の指定が満了することを含め、都市農業を取り巻く環境が変化することが予想されます」とする。
- 「住みたい」の後ろに「住み続けたい」を並列で入れる。
- 農地の保全について「新鮮な農作物を供給するだけでなく、緑という潤いや安らぎを与える多面的な機能」を加える。
- 「雨水の涵養」を「浸透」に変える。

- 「より相応しい方向への誘導」を「新しい将来像に相応しい」に修正する。
- 「住みやすさを感じるまち」の防犯については「周知」を「向上」に変える。
- 「健康で幸せにすごせるまち」の介護予防サービスについては、「介護予防サービスの充実を図り」の文章を先にもってくる。
- 「身近な地域で適切な医療サービス」については「身近な地域」と「安心して」に入れ替える。
- この他には。

【委員】

- 「健康で過ごせる」のところに、高齢者福祉の推進があるが、「民間福祉機関との協働により」とあるが、当事者以外の地域の住民との協働も必要ではないか。
- 最近公団などで出ている空室に、近隣に住む学生を住まわせて、地域の人との交流を進める自治体もあると聞いている。
- 例えば「民間福祉機関や団体、地域住民などとの協働により」である。

【会長】

- では次の議題に入る。今日で全体のとりまとめを終えたということで先に進める。
- その他の議題について事務局から説明をお願いする。

【事務局】

- 今後の予定だが、5月22日に市役所1階で市民意見交換会を実施する。市民公募委員に出席頂ければと思う。また、5月15日からはパブリックコメントを実施する。事前に会長、副会長と調整をさせていただき、広報に抜粋版を掲載する。
- 市民意見交換会の内容は、第1部がポスターセッション、第2部が会長の説明、第3部が会場との意見交換である。市のホームページへの掲載や地域センターなどにポスター掲示を行う。各施設の展示では1枚のポスターにまとめた内容を掲示する。
- 前回の議事録を配布したので、ご確認をお願いしたい。
- 今後の予定だが、5月22日の意見交換会、パブリックコメントの内容をまとめて、7月初旬に開催を予定している。日程は改めてご連絡したい。今後ともよろしくお願いする。

【会長】

- 22日は一般の委員の方もできるだけ出ていただき、会議の様子をざっくばらんに話していただければと思う。ご協力をお願いしたい。
- 事務局で用意した議題は以上である。

【委員】

- 次の審議会は7月ということがあったが、成案を7月に審議してそれを持って答申とするのか。それとも審議会をもう一度するのか。

【事務局】

○変更が大きければ、またまとめる場を用意する。

【委員】

- 広報、パブリック・コメントを行ってから大幅に変えるとなると時間が足りなくなるのではないか。
- 基本的には審議会の検討をもって成案というようにしたい。これが99%と理解している。パブリック・コメントが出たことによって、修正が出てきてしまうということがありえるということか。

【会長】

○そのとおりである。前回、市民フォーラムでは貴重なご意見いただいている。しかし、そこに直接回答はしていないので、市民説明会での説明になると思う。そういう場を一度は設けなくてはいけないだろう。

【委員】

○了解した。

【会長】

○それでは本日はこれで終了する。

以上